

令和6年第4回(12月)

# 篠栗町議会定例会

12月11日(採決)

令和6年 第4回 定例会 会議録

日時 令和6年12月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	欠席

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

閉会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様、おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では佐伯監査委員事務局長が体調不良のため欠席いたしております。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットの掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第71号「専決処分の承認を求めることについて

（専決第13号）」〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第71号「専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）」

〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について〕

本議案は、衆議院議員総選挙実施のため、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,750万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ143億4,138万9,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、総務費、衆議院議員総選挙費に

1,750万3,000円を増額し、主な歳入では、地方交付税362万3,000円、県支出金1,388万円を増額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長(荒牧 泰範) 変更はございませんか。

(なし)

○議長(荒牧 泰範) はい、なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第72号「専決処分の承認を求めることについて

(専決第14号)」〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第72号「専決処分の承認を求めることについて(専決第14号)」

〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)〕について

本議案は、県議会議員補欠選挙実施のため、令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)を編成するにあたり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,420万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ143億5,559万円とするものであります。

歳出における主な事業では、総務費、県議会議員選挙費に1,420万1,000円を増額し、主な歳入では、地方交付税380万1,000円、県支出金1,040万円を増額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 72 号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第 3、議案第 73 号「篠栗町宿泊税交付金基金条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 73 号「篠栗町宿泊税交付金基金条例の制定について」

本議案は、福岡県宿泊税交付金を財源とし、篠栗町における観光資源の魅力向上、旅行者の受入れ環境の充実、その他の観光の復興を図る施策に充てるための基金として積み立てることを目的とし、本条例を制定することについて、議会の議決を求めら

れたものであります。

制定の主な内容は、福岡県宿泊税交付金を観光の復興を図る施策に充てるために積立てをすること、基金の運用管理のこと、基金の処分のことなどを本条例で規定するものであります。

執行部の説明では、福岡県から当該年度交付される宿泊税交付金を年度内に実施した事業費が最終的に交付される額に満たない場合について、残額は町に交付されず県の宿泊税基金に積立てられるとのことであります。

つきましては、当該交付金を町の基金に積み立てることによって、翌々年度までに観光の復興を図る施策に充てることのできるため、本条例を制定することのであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

質疑終了後、討論を行いました但討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員会の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 73 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 74 号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第74号「篠栗町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、職員の職務を給料表に定める級別標準職務表を整理するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、級別標準職務表の4級から6級において、職務の級の見直しと、標準職務欄の役職名の整理を行うものであります。

この条例については、令和7年4月1日から施行されます。

質疑終了後討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更ございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11人であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第75号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第5及び日程第6の議案第75号及び議案第76号の2議案については関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし、2議案を一括して委員長報告を受け、採決については1議案ずつ採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

従いまして、議案第75号及び議案第76号の2議案を一括議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第75号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第76号「篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を一括にて報告いたします。

本議案は、体育施設の管理に関して変更が生じたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

主な条例の改正内容は、体育施設の使用時間を変更し、当該事項について規則に定めるほか、一部の教育関連施設において町外者の使用に制限を設けるものであります。

執行部の説明では、使用時間の変更の内容は、使用時間を一定ではなく、季節や曜日に応じて変更することで、施設の効率的な運営や利便性の向上となるため行うとのことであります。

また、一部の施設において町外者の使用を不可とすることにおいて、不可とする施設は、各学校体育館とグラウンド、武道館、町民球技場であります。

この施設は、学校の教育活動を主な目的として使用しているため、教育活動を円滑に実施していくための維持管理等の観点から行うもので、町外者の使用を不可とするものであります。



なお武道館、町民球技場の町外者の対応、代替の施設は記念体育館や社会体育館、カブトの森公園の野球場を提供することになるとのことであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

利用申請者が町民の方であれば町民の扱いになるのか、との質問があり、利用者の半数以上が町民に限ります、との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、議案第75号及び議案第76号ともに、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） 委員長、すいません。

最後の部分、議案第76条は、第76号に置き換えさせていただきます。

それでは、ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

順次、採決を押しボタンにより行います。

まず、議案第75号に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） はい、変更なしと認めます。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第76号に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範 ） はい、変更なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 人であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 76 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 77 号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 77 号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、今年、都市計画変更決定を行った高田地区地区計画及び都市計画決定を行った和田・津波黒地区の地区計画の整備計画区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限規定等を、本条例に追加することにより、当該区域における地区計画の目標に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市計画を確保するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、これら地区は、いずれも県が実施する定期線引きの見直し時に、市街化編入と併せて実施されたものとは異なり、地区計画を先行させて開発を行う手法であるため、現状では市街化調整区域内に属するとのことであります。

この条例については公布の日から施行されます。

質疑終了後討論を行いました但し討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 77 号は委員長の報告どおり可決されました。

日程第 8、議案第 78 号「篠栗町道路占有及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりますので委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 78 号「篠栗町道路占有及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和 5 年 4 月 1 日に道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、道路占用料の額及び占用物件の見直しを行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、この政令において篠栗町や所在地における等級が第 3 級地となっており、その他の町につきましては第 2 級地となっており、等級における占用料の金額に差が生じていたため、改正前は近隣の町に合わせた占用料として条例にて規定していたとのことであり、今回の政令改正の施行に伴い、当該等級地における占用料の額は、従前の条例に掲げる額を上回ることや、占用物件として表示がなかった物件について、政令内容に合わせた物件内容として追加することとし、あわせて運用方法について記載も改正するものであります。

この条例については、令和 7 年 4 月 1 日から施行されます。

質疑終了後討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更ございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 78 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 79 号「指定管理者の指定期間延長について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 79 号「指定管理者の指定期間延長について」

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターの現指定管理者の指定期間を延長することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

なお、当該指定期間の延長については、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第 6 条の規定により設置された選定委員会からの答申に基づくものであります。

公の施設の名称及び位置は、篠栗町総合保健福祉センター、篠栗町中央 1 丁目 9 番 2 号、指定管理者となる団体の名称は、大成有楽不動産株式会社 代表取締役 浜中 裕

之、指定管理者となる団体の住所は、東京都中央区京橋3丁目13番1号、指定延長の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までであります。

執行部の説明では、現在の指定管理者である大成有楽不動産株式会社の指定期間は令和7年3月31日で終了、本来であれば、次期指定管理者の公募の実施が必要でしたが、公募するための3つの課題が解消できないため、指定管理者選定委員会において、現行の指定管理者による1年間の延長が最適と判断されました。

3つの課題とは、現指定期間5年のうち3年間は閉館しており今後の来場者数の見込み予測ができないこと。2つ目、世界情勢が不安定であり人件費や原材料費の高騰により運営費用の試算が困難であること。3つ目、施設が24年経過し設備の老朽化及び機能低下が進み施設環境の保全が必要である。

この3つの課題をクリアしない限り、次期指定管理者の公募について応募者があられず不落となることが予想されるため、この課題解決に1年間要する決定をしたとのことであります。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

1年間の延長の理由は、との質問があり、現在の運営状況をもとに公募すると応募者がいないことが想定されるおそれが高いと現指定管理者からの提案を受けた、との回答がありました。

次に、糟屋地区で一括して業務を行おうとしている業者もいると聞いている、まずは、公募することができなかったのか、現指定管理者の提案で1年間の延長は疑問に感じる、との質問がございました。

過去の応募者において、初期は6社応募で5者辞退、次が2者応募、その次が3者応募、前回は1者応募の状況でありました。管理委託料の金額提示が安価なので応募が少なくなっている、安価の理由としてはクリエイト篠栗の管理も現指定管理者が担っているためである。つきましては、現指定管理者からの提案ということではなく、その情報をもとに現状分析を踏まえることが先決であるため、1年間の延長を選定委員会から受けた、との回答でございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

※【 投票総数 11、賛成 11 であり・・・。

失礼、さっき全部点いとした・・・。

すいません、私の目に間違いがなければ、先ほど全員賛成でしたので、

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。】

※補足説明【電子採決システムにて、各議員の表決の結果をモニターに表示しているが、議案第 79 号の表決において、議長が表決確定の宣言をされた時点で、全員賛成であったものが、受付終了処理の直前に、誤操作により 1 人が白票（棄権）に表示が変わってしまい、モニターに 1 人白票（棄権）のまま決定・表示されてしまった。その後、議長が誤りに気づき、全員賛成可決を宣言され、議員からの異議申し立てもなかったため「全員賛成」で可決となった。】

よって、議案第 79 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 80 号「令和 6 年度篠栗町一般会計補正予算（第 9 号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 80 号「令和 6 年度篠栗町一般会計補正予算（第 9 号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 7 億 1,095 万 1,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 150 億 6,654 万 1,000 円とするものであ

ります。

歳出における主な事業では、総務費において、公共施設の電気料に3,500万円の増、篠栗北地区産業団地法面応急工事及び設計業務委託料に1,621万9,000円の増、公共施設予約システム構築業務委託を1,177万8,000円の減。

民生費において、児童運営費委託料に1億6,899万2,000円の増、児童手当に2億7,282万円の増。

衛生費において、子宮頸がん（9価）個別接種委託料に1,141万8,000円の増。

教育費において、各小学校の備品購入費に1,700万2,000円の増などを補正するものであります。

主な歳入では、地方交付税1億3,778万5,000円の増、

国庫支出金4億6,460万4,000円の増、県支出金8,613万3,000円の増などを補正するものであります。

繰越明許費補正については、北地区産業団地事業用地2法面設計業務委託料など3件で1億1,703万5,000円を追加するものであります。

債務負担行為補正については、行政事務包括業務委託など8件であります。

地方債補正については、地方債の限度額の変更といたしまして、公共事業債など3件の限度額を変更するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、ではまず反対の討論から伺います。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） 議席番号2番、浦野雅幸でございます。

議案第80号に以下の理由で反対いたします。

本補正予算案には、篠栗北地区産業団地法面応急工事として569万7,000円が計上されています。

これは11月の豪雨により、法面の地滑り箇所避難態勢を要求されるような変位が生じたため、応急的な対応が必要であるとのこと。

しかしながら、この地滑り箇所は、町が多額の設計・施工費を費やし、造成工事を行っています。

造成完了からわずか数年で、危険性が出るほど崩れているということが問題であり、さらに町費を費やすことについては到底納得できません。

設計・施工段階前の調査が十分であったのかを含め造成工事を検証し、原因を徹底的に追究することが必要であり、関係した会社には、やり直しをさせるべきだと考え、反対いたします。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成討論ある方。

はい、1番崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂でございます。

私は、議案第80号「一般会計補正予算（第9号）」に賛成の立場で討論したいと思います。

この一般会計補正予算に含まれる11月の豪雨による北地区産業団地の応急的な対応を行うための予算は、町民の安心安全を守るための予算であり必要なものです。

またそのほかにも児童館の運営費や子育て支援費、特別支援学級の級数増加に伴う予算など、この補正予算を以って動き始め始めなければならない事業など、福祉の向上に資する予算も含まれ、町民のための補正予算と確信しています。

従って、私は、この一般会計補正予算（第9号）に賛成いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、反対の討論のある方。

はい、6番横山議員。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号6番、横山でございます。

議案第80号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算」に反対いたします。

それでは反対理由を申し上げます。

補正予算内には、産業団地の事業用地2において、北側法面及び西側法面の地滑り崩落箇所において、補修工事を行うための設計委託料1,052万2,000円が計上されております。

壊れた原因も、強い雨が降ったからと、町内では特に被害がない程度の雨で壊れる



というのは明らかな設計ミスか、施工ミスが考えられます。

本来であれば、この箇所の造成工事を行った設計または施工会社が責任を持って負担しなければならないことを、町民の税金で全額負担させることには賛同できません。そして、この設計を認めてしまえば、この後に発生する多額の工事費も町民に押しつける形となります。

以前に、執行部は、この造成工事に設計施工会社の瑕疵はなかったと、口頭だけで説明しておりますが、議会にはそのことが記された調査会社の報告書やまた公文書の提出は一切ございません。

町が負担しなければならないのであれば、真っ先に議会に提出すべき資料なしに、口頭だけで行おうとするのは、企業の瑕疵がなかったとは言えず、町とその企業の関係性も疑わざるを得ません。

資料及び説明が不十分であり、本来町民に負担させる必要がない設計委託料が計上されているため、本案に反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成の討論はございますか。

はい、では反対の討論はございますか。

討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） ボタンを押してください。

変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 8、反対 3 であり、賛成多数と認めます。

よって、議案第 80 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 81 号「令和 6 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第81号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ206万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億276万6,000円とするものであります。

補正予算の内容は、出産一時金の増額及び特別調整交付金の償還を行うものでございます。

歳出において、出産一時金を100万円、保険給付費等交付金償還金に106万5,000円をそれぞれ増額補正し、歳入においては、一般被保険者国民健康保険税を146万1,000円減額し、県支出金286万円を増額し、繰入金を66万6,000円の増額補正をするものであります。

債務負担行為について、レセプト点検業務委託、令和7年度、272万8,000円を限度額とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います、討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに、賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 81 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 82 号「令和 6 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 82 号「令和 6 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 52 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,675 万 6,000 円とするものであります。

補正予算の内容は事務費負担金の増額であります。

歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金を 52 万 7,000 円の増額補正、歳入において、事務費繰入金を 52 万 7,000 円の増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 82 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 83 号「令和 6 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 83 号「令和 6 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」

本議案は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出 11 万 3,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 5 億 8,425 万 2,000 円とし、6,096 万 6,000 円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は人件費の増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 83 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生両常任委員長から会議規則第 75 条の規定により、御手元のタブレットの掲載のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生両常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 45 条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任して頂くことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長何か発言することがございましたら。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和 6 年第 4 回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「篠栗町宿泊税交付金基金条例」をはじめ条例案 6 件、「指定管理者の指定期間延長について」1 件、「令和 6 年度篠栗町一般会計補正予算（第 9 号）」をはじめ、専決処分の承認を含めた令和 6 年度補正予算案 6 件の、上程いたしました 13 議案につ

きまして、可決・承認頂きましたことに感謝申し上げます。

昨年の第4回定例会の予算特別委員会における補正予算審議にて可決頂きました庁舎耐震工事でございますが、現在順調に工事が進んでおりまして、進捗率は約60%でございます。予定どおり進めば、3月14日の契約期限内の2月中に完成の予定でございます。この工事で、町民の皆様にとって、まさかのときもしっかりと災害対策本部として機能できる建物へと生まれ変わることができますので、どうぞよろしくお願いたします。

昨日の午後9時にノルウェーのオスロで、世界に被爆の実相を伝えてきた日本原水爆被害者団体協議会（被団協）でございますが、ノーベル平和賞の受賞式が開かれました。

授賞式で演説を行った代表委員の田中熙巳さん92歳は、皆様御存じのとおり13歳の時に長崎の原爆で被爆し、家族5人を失った被爆者でございます。

「再び被爆者をつくるな」と、核なき世界への願いを発信し続けてきた被団協がノーベル平和賞を受賞したことは、我々日本人全体に対しましても、被団協の皆さんと同様、核なき世界への願いを発信し続ける義務があるのだと確信するものだと考えております。

受賞後の演説の最後に田中さんが訴えた「人類が核兵器で自滅することがないように」「核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょう」の言葉に胸が熱くなりました。

役場壁面に掲げている「非核・恒久平和宣言の町」の懸垂幕が飾り物とならないように、町民一人ひとりが被団協の皆様の思いを繋いでいくことが重要でございます。

そうした思いを込めて被団協の皆様のノーベル平和賞受賞を喜びましょう。

今年も残すところ3週間足らずとなりました。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますように御祈念申し上げまして、篠栗町議会令和6年第4回定例会の閉会の御挨拶といたします。

長期間の御審議どうもありがとうございました。

そして、今年1年ありがとうございました。

皆様よい年をお迎えください。

終わります。

○議長（荒牧 泰範） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和6年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時51分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

---

篠栗町議会議員

吉本 文枝

---

篠栗町議会議員

門馬 良

---